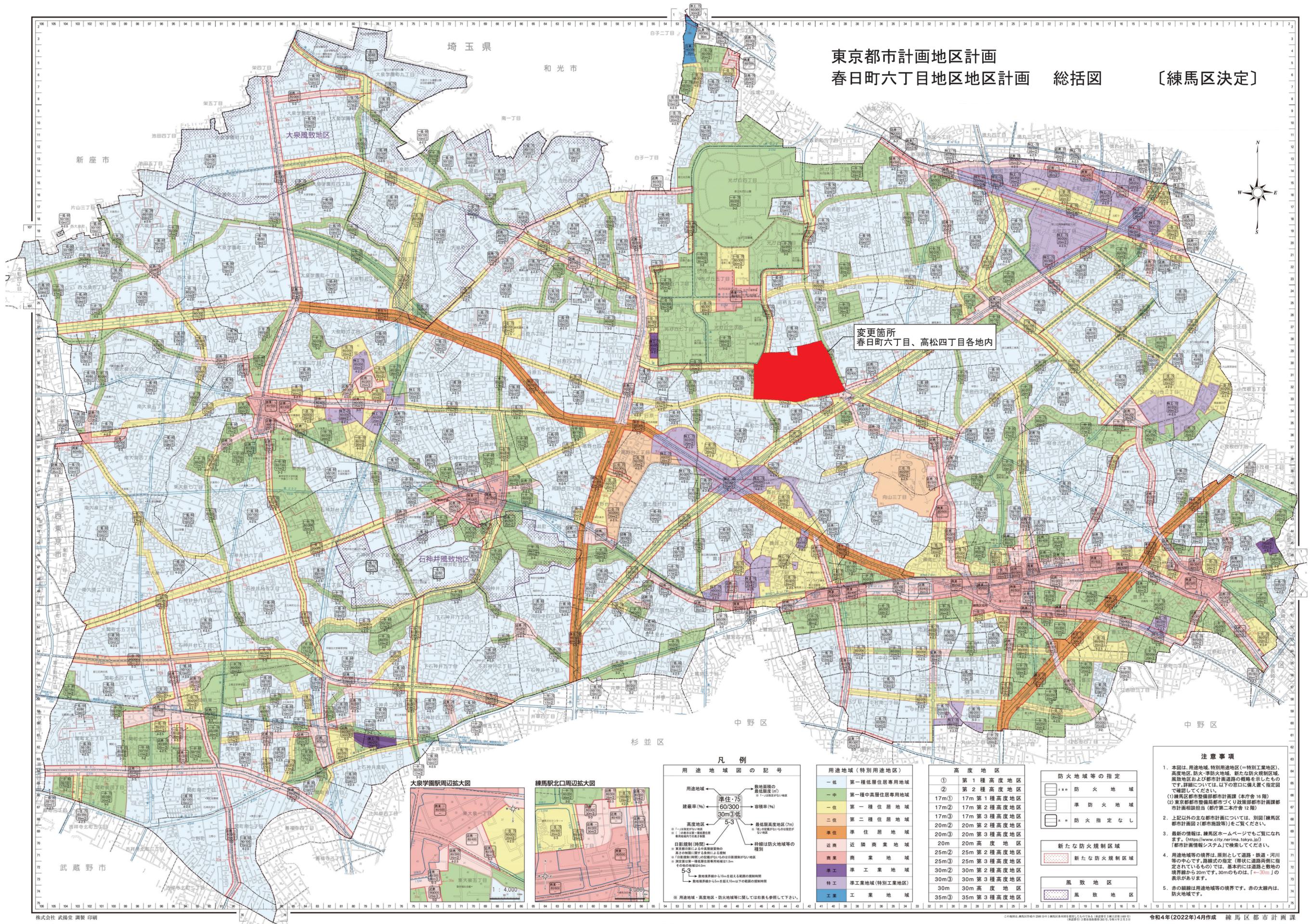


# 東京都市計画地区計画 春日町六丁目地区地区計画 総括図 [練馬区決定]



変更箇所  
春日町六丁目、高松四丁目各区内



### 凡例

用途地域図の記号

用途地域: 準住75, 60/300, 30m3低, 5-3

容積率(%): 容積率(%)

高度地区: 最低限高度地区(7m)

防火地域等の種別: 防火地域等の種別

日影規制(時間): 日影規制(時間)

※ 用途地域・高度地区・防火地域等に関しては右表も参照して下さい。

### 用途地域(特別用途地区)

一低	第一種低層住居専用地域
一高	第一種中高層住居専用地域
一住	第一種住居地域
二住	第二種住居地域
準住	準住居地域
近商	近隣商業地域
商業	商業地域
準工	準工業地域(特別工業地区)
工業	工業地域

### 高度地区

①	第1種高度地区
②	第2種高度地区
17m①	17m第1種高度地区
17m②	17m第2種高度地区
17m③	17m第3種高度地区
20m①	20m第2種高度地区
20m③	20m第3種高度地区
20m	20m高度地区
25m②	25m第2種高度地区
25m③	25m第3種高度地区
30m②	30m第2種高度地区
30m③	30m第3種高度地区
30m	30m高度地区
35m③	35m第3種高度地区

### 防火地域等の指定

■	防火地域
□	準防火地域
○	防火指定なし

### 新たな防火規制区域

■	新たな防火規制区域
■	風致地区
■	風致地区

- ### 注意事項
- 本図は、用途地域、特別用途地区(=特別工業地区)、高度地区、防火・準防火地域、新たな防火規制区域、高度地区および都市計画道路の幅員を示したものです。詳細については、以下のURLに添付指定図で確認してください。  
(1)練馬区都市整備部都市計画課(本庁舎16階)  
(2)東京都市整備部都市づくり政策部都市計画課都市計画担当(都庁第二本庁舎12階)
  - 上記以外の主な都市計画については、別図「練馬区都市計画図2(都市施設等)」をご覧ください。
  - 最新の情報は、練馬区ホームページでご覧いただけます。(https://www.city.nerima.tokyo.jp/「都市計画情報システム」で検索してください)
  - 用途地域等の境界は、原則として道路・鉄道・河川等の中心線(帯)を基準とし、道路・鉄道・河川等の中心線から20m以内(基本的には道路と敷地の境界線から20mです。30mの場合は「30m」の表示があります)です。
  - 赤の細線は用途地域等の境界です。赤の太線は、防火地域です。